

# 雇用関係助成金のお知らせ

## ご案内

### 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）

#### 雇入れる対象労働者の幅が広がります

令和6年4月1日で労働移動支援助成金と中途採用等支援助成金が統合し、**早期再就職支援等助成金にリニューアル**いたしました。中でも早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）において、**助成金の対象となる労働者の幅が広がります**ので、早期に雇入れされた場合は助成金を活用できるかどうか、改めて確認してみてください。

#### 対象となる労働者

雇入れられる直前の離職の際に「**再就職援助計画**」の対象となった方

雇入れられる直前の離職の際に「**雇用保険の特定受給資格者**」であった方

**拡充**

「**再就職援助計画**」の対象となった方であれば、「**再就職援助計画対象労働者証明書**」をお持ちですので、応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

また、雇入れ経路は問いません（ハローワークからの紹介を受けずに雇入れた場合も助成対象となる可能性あり）ので、「**雇用保険の特定受給資格者**」であるかどうかは応募時や面接時に確認が必要になります。ハローワークからの紹介であれば、助成金の対象となる方かどうかお伝えする場合がございます。

#### 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）の概要

助成金の趣旨	事業主都合等により離職を余儀なくされた方を、 <b>離職後3か月以内</b> に <b>期間の定めのない労働者</b> として雇い入れた事業主を支援する	
支給額	30万円（通常助成）	40万円（優遇助成）※1
主な支給要件	離職後3か月以内に <b>雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者</b> として雇入れ、 <b>6か月を超えて引き続き雇用</b> する 上記の要件に加えて <b>雇入れ後6か月間の各月の賃金を、離職前賃金よりも5%以上上昇</b> させる	

※1 優遇助成は一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇入れた場合に適用になる

## 要確認

### 助成金の対象となる「雇用保険の特定受給資格者」について

#### 「雇用保険の特定受給資格者」とは？

倒産・解雇等など主に会社都合での理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者のことを言います。**ただし助成金の対象者にあたるかどうかについては会社都合等で離職したかではなく、離職後に雇用保険受給の手続きを行って特定受給資格者となっているか、**で判断します。雇用保険受給の手続きを行っている方にはハローワークから「**雇用保険受給資格者証**」をお渡ししております。

休業のみの実施では助成率が引き下げられる

雇用調整助成金は、事業活動縮小により雇用調整（休業、教育訓練、出向）を実施する場合に支給されますが、休業だけでなく教育訓練も選択する事業主は助成率が維持され、**長期に渡って休業のみを実施する事業主は助成率が引き下がる**こととなります。一方で教育訓練を多く実施することにより教育訓練加算額が増加する場合があります。

改正前	⇒	改正後
<p>【助成率】</p> <p>中小企業 <b>2 / 3</b></p> <p>大企業 <b>1 / 2</b></p> <p>※助成率は受給中の変更なし</p> <p>※実際に支払った休業手当額に 助成率を乗じて支給額を算出</p> <p>【教育訓練加算額】</p> <p style="text-align: right;">1,200円</p>		<p>①現行どおりの助成率で支給開始</p> <p>②支給日数が30日に達した後</p> <p><b>教育訓練実施率が 1 / 10未滿の場合</b> 助成率を次のとおり引き下げる 中小企業 <b>1 / 2</b> 大企業 <b>1 / 4</b></p> <p><b>教育訓練実施率が 1 / 10以上の場合</b> <b>変更なし</b> (中小企業 2 / 3 大企業 1 / 2)</p> <p><b>教育訓練実施率が 1 / 5 以上の場合</b> 教育訓練加算額 <b>1,800円</b></p>

要確認

教育訓練実施率の考え方

休業だけでなく教育訓練も選択する場合の実施率の具体例

教育訓練実施率とは休業と教育訓練の合計日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合のことです。教育訓練実施率が1/10（10%）未滿や1/5（20%）以上となる場合について具体的な例は次の通りです。教育訓練を実施する際は参考にしてみてください。

教育訓練実施率1/10未滿	
全日休業	10日
全日訓練	1日

  

教育訓練実施率1/10以上	
全日休業	10日
全日訓練	2日

  

教育訓練実施率1/5以上	
全日休業	10日
全日訓練	3日

教育訓練実施率  $\frac{1}{10+1} = 0.0909$   
**9 %** (少数第3位切捨て)

教育訓練実施率  $\frac{2}{10+2} = 0.1666$   
**16 %** (少数第3位切捨て)

教育訓練実施率  $\frac{3}{10+3} = 0.2308$   
**23 %** (少数第3位切捨て)

令和6年6月20日 ハローワーク米沢発行  
 米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中



**メール配信登録も好評受付中**  
 担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155  
 〒992-0012 米沢市金池3-1-39

**令和6年4月1日から、**  
**ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は**  
**2階の専門援助部門の窓口でご対応します**